

## 報告第1号

### 西宮市都市交通会議委員就任について

#### ○添付資料

- ・西宮市都市交通会議委員就任について
- ・西宮市都市交通会議委員名簿
- ・西宮市都市交通会議規約
- ・西宮市都市交通会議分科会規程

## 西宮市都市交通会議委員就任について

市内に兵庫県西宮警察署と兵庫県甲子園警察署の管轄区域があるにもかかわらず、西宮市都市交通会議における公安委員会の委員は兵庫県西宮警察署交通第一課長のみであった。公共交通のさらなる利便性向上を実現するには、市内全域において、幅広く、様々な立場からの意見を聴取するとともに協議・調整を行う必要があることから、西宮市都市交通会議規約および西宮市都市交通会議分科会規程に基づき、以下の1名を委員就任することとした。

所属		氏名	全体会議	総合交通 戦略策定 分科会	地域公共 交通分科会
(6)公安委員会 の長又はその 指名する者	兵庫県甲子園警察署 交通課 課長	和泉 幸男	○		○

# 西宮市都市交通会議委員名簿

所属		役職	氏名	全体会議	総合交通戦略 策定分科会	地域公共交通 分科会
(1)住民又は利用者代表	公募委員	監事	森下 真	○	○	○
	公募委員		中本 青子	○	○	○
	西宮コミュニティ協会 副理事長		久保田 泰正	○		○
(2)都市交通に関する有識者	大阪大学COデザインセンター 特任教授 一般社団法人地域社会ネットワーク研究協会 理事長	議長	土井 勉	○	○ (分科会長)	○
	愛媛大学大学院 理工学研究科 生産環境工学専攻 教授	副議長	松村 暢彦	○	○	○ (分科会長)
	モビリティコンサルタント ジャーナリスト		楠田 悦子	○	○	○
(3)公共交通事業者又はその 指名する者	西日本旅客鉄道株式会社 近畿統括本部 企画課 担当課長		早川 泰正	○		
	阪急電鉄株式会社 都市交通事業本部 交通プロジェクト推進部 部長		奥野 雅弘	○		
	阪神電気鉄道株式会社 都市交通事業本部 工務部 部長		原田 大	○		
	阪急バス株式会社 自動車事業部 部長		野津 俊明	○		○
	阪神バス株式会社 取締役 業務部 部長		野口 一行	○		○
	みなと観光バス株式会社 代表取締役		松本 浩之	○		○
(4)公共交通事業者関係団 体の職員又はその指名す る者	兵庫県交通運輸産業労働組合協議会 阪神地域協議会 議長		原田 寛治	○		○
	公益社団法人兵庫県バス協会 専務理事		中澤 秀明	○		○
	一般社団法人兵庫県タクシー協会 副会長		五十嵐 一俊	○		○
(5)道路管理者又はその指 名する者	国土交通省 近畿地方整備局 兵庫国道事務所 計画課 課長		森田 啓司	○		○
	兵庫県 阪神南県民センター 西宮土木事務所 道路第2課 課長		北条 達也	○		○
	西宮市 土木局 道路部 部長		植松 浩嗣	○	○	○
(6)公安委員会の長又はそ の指名する者	兵庫県西宮警察署 交通第一課 課長		細川 徹	○		○
	兵庫県甲子園警察署 交通課 課長		和泉 幸男	○		○
(7)地方運輸局長又はその 指名する者	国土交通省 神戸運輸監理部 兵庫陸運部 輸送部門 首席運輸企画専門官		岩野 住之	○		○
(8)関係行政機関の職員	国土交通省 近畿運輸局 交通政策部 交通企画課 課長		安江 亮	○	○	
	国土交通省 近畿地方整備局 建設部 都市整備課 課長		横山 大輔	○	○	
	兵庫県 県土整備部 県土企画局 交通政策課 課長		藤原 信一	○	○	○
	兵庫県 県土整備部 土木局 道路街路課 街路担当参事		荒谷 一平	○	○	
	兵庫県 阪神南県民センター 西宮土木事務所 所長補佐(企画調整担当)	監事	永井 正志	○	○	○
(9)西宮市職員	西宮市 都市局 都市計画部 部長		豆成 一郎	○	○	○
(10)西宮市長	西宮市長	会長	石井 登志郎	○		

# 西宮市都市交通会議規約

平成25年1月26日制定

## 沿革

平成26年4月1日 [1]

### (設置)

第1条 西宮市は、道路運送法（昭和26年法律第183号）、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）並びに都市・地域総合交通戦略要綱（平成21年度3月16日付国都街第77号）の規定に基づき、西宮市都市交通会議（以下「交通会議」という。）を設置する。

### (事務所)

第2条 交通会議は、事務所を兵庫県西宮市六湛寺町10番3号西宮市役所内に置く。

### (目的)

第3条 交通会議は、交通施設の整備、移動手段の利便性向上などの交通施策を効果的に推進するため、総合的かつ戦略的な都市交通計画（以下、「都市交通計画」という。）の策定に関する意見聴取及び都市交通計画の進捗管理に関する連絡調整を行うことを目的とする。また、地域の特性・実情に応じた公共交通サービス等に関する事項について、協議又は連絡調整を行うことを目的とする。

### (事業)

第4条 交通会議は、第3条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 都市交通計画の策定に関する意見聴取
- (2) 都市交通計画に位置付けられた事業の進捗管理に関する連絡調整
- (3) 都市交通計画に位置付けられた事業の実施に関する連絡調整
- (4) 地域の特性・実情に応じた公共交通サービスに関する協議又は連絡調整
- (5) 公共交通の利便性向上策に関する協議又は連絡調整
- (6) 都市交通会議として取り組むべき事業の実施
- (7) 前各号に掲げるもののほか、交通会議の目的を達成するために必要な業務

### (組織)

第5条 交通会議は、委員30人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者から会長が委嘱する。

- (1) 住民又は利用者代表
- (2) 都市交通に関する有識者
- (3) 公共交通事業者又はその指名する者
- (4) 公共交通事業者関係団体の職員又はその指名する者

- (5) 道路管理者又はその指名する者
- (6) 公安委員会の長又はその指名する者
- (7) 地方運輸局長又はその指名する者
- (8) 関係行政機関の職員
- (9) 西宮市職員
- (10) 西宮市長
- (11) その他西宮市長が必要と認める者

(任期)

第6条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員の定数)

第7条 交通会議に、次の役員を置く。

- (1) 会長1人
- (2) 議長1人
- (3) 副議長1人
- (4) 監事2人

2 会長、議長、副議長及び監事は相互に兼ねることはできない。

(会長、議長及び副議長)

第8条 会長は、西宮市長とし、交通会議を代表し、その会務を総理する。

2 会長がやむを得ず欠席する場合は、会長が指名する職員が出席し、議決権を行使することができる。

3 議長、副議長、監事は、委員の中から会長が指名する。

4 議長は、会議を主宰する。

5 副議長は、議長を補佐して会議の議事を掌理し、議長に事故があるとき又は議長が欠けたときは、議長の職務を代理する。

(会議)

第9条 交通会議の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議決方法は、出席した委員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。

4 会議は原則として公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、会長は会議に諮って公開しないことができる。

- (1) 西宮市情報公開条例(昭和62年西宮市条例第22号)第6条に規定する非公開情報が含まれる事項に関して調査又は審議するとき。
- (2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められ

るとき。

- 5 会議の案件について、会長が軽微な事案と判断したものについては、各委員に対する書面での報告事項として処理できるものとする。
- 6 交通会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。
- 7 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(分科会)

- 第10条 会長は、第4条各号に掲げる事項について専門的な協議又は調整を行うため、必要に応じ交通会議に分科会を置くことができる。
- 2 分科会で議決された事項は、交通会議の議決とみなす。
  - 3 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

- 第11条 交通会議の業務を処理するため、交通会議に事務局を置く。〔1〕
- 2 事務局は、西宮市都市局都市計画部交通計画課に置く。
  - 3 事務局に事務局長、事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。
  - 4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

- 第12条 交通会議の運営に要する経費は、補助金、負担金、その他収入をもって充てる。

(監査)

- 第13条 監事は、交通会議の出納監査を行う。
- 2 監事は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

- 第14条 交通会議の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(報償及び費用弁償)

- 第15条 委員等は、会議に出席したときは報償及び費用の弁償を受けることができる。
- 2 前項に規定する報償及び費用弁償の額並びに支給方法等は、会長が別に定める。

(交通会議が解散した場合の措置)

- 第16条 交通会議が解散した場合には、交通会議の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(委任)

第17条 この規約に定めるもののほか、交通会議の事務の運営上必要な細則は、会長が別に定める。

(附則)

この規約は、平成25年1月26日から施行する。

(附則)

この規約は、平成26年4月1日から施行する。 [1]

## 西宮市都市交通会議分科会規程

平成25年1月26日制定

### (趣旨)

第1条 この規程は、西宮市都市交通会議規約(以下「規約」という。)第10条第3項の規定に基づき、西宮市都市交通会議(以下「交通会議」という。)の分科会に関し必要な事項を定める。

### (所掌事務)

第2条 分科会は、規約第4条各号に掲げる事項について、専門的な協議又は調整を行うものとする。

### (組織)

第3条 分科会の名称及び協議事項は、別表のとおりとする。

2 分科会を構成する委員は(以下、「委員」という。)は、交通会議の会長が指名する。

### (分科会長)

第4条 分科会に、分科会長を置く。

2 分科会長は、交通会議の会長が指名する。

3 分科会長は、分科会を代表し、会務を総理する。

### (会議)

第5条 分科会の会議は、分科会長が招集し、議長となる。

2 分科会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 分科会の会議は、必要に応じて関係する他の分科会と合同で開催することができる。

4 分科会の会議の議決方法は、出席した委員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。

5 分科会の会議の公開については、規約を準用するものとする。

6 分科会の会議の案件について、分科会長が軽微な事案と判断したものについては、各委員に対する書面での報告事項として処理できるものとする。

7 分科会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、意見等を求めることができる。

### (協議結果の報告)

第6条 分科会長は、分科会の協議結果について、交通会議に報告するものとする。

### (傍聴)

第7条 傍聴については、規約を準用するものとする。

### (報償及び費用弁償)

第8条 分科会の委員の報償及び費用弁償については、規約を準用するものとする。

(庶務)

第9条 分科会の会議の庶務は、都市交通会議事務局が行う。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

(附 則)

この規約は、平成25年1月26日から施行する。

別表（第3条関係）

分科会名	協議事項
総合交通戦略策定分科会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合交通戦略の策定に関する意見聴取</li> <li>・その他会長が必要と認める事項</li> </ul>
地域公共交通分科会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域公共交通活性化及び再生に関する法律第6条第1項に基づく、協議会（西宮市地域公共交通活性化協議会）に関する事</li> <li>・道路運送法施行規則第9条の2に基づく、地域公共交通会議に関する事</li> <li>・地域公共交通確保維持改善事業に関する事</li> <li>・その他会長が必要と認める事項</li> </ul>